

第 5 9 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 6 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 6 年 9 月 3 0 日 (火 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 3 0 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 6 日)

議 事 日 程

- 日 程 第 1 第 94号 議 案 平 成 25年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 95号 議 案 平 成 25年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 96号 議 案 平 成 25年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 97号 議 案 平 成 25年 度 穴 粟 市 鷹 巣 診 療 所 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 98号 議 案 平 成 25年 度 穴 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 99号 議 案 平 成 25年 度 穴 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 100号 議 案 平 成 25年 度 穴 粟 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 101号 議 案 平 成 25年 度 穴 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 102号 議 案 平 成 25年 度 穴 粟 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 103号 議 案 平 成 25年 度 穴 粟 市 水 道 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 104号 議 案 平 成 25年 度 穴 粟 市 病 院 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 第 105号 議 案 平 成 25年 度 穴 粟 市 農 業 共 済 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算

- の認定について
- 日程第 2 第 106号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
 第 107号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
 第 108号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
 第 109号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 3 発議第 5号 手話言語法制定を求める意見書について
- 日程第 4 所管事務等調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 94号議案 平成25年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 95号議案 平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成25年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成25年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成25年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 101号議案 平成25年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 102号議案 平成25年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 103号議案 平成25年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 104号議案 平成25年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 105号議案 平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 日程第 2 第 106号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
第 107号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
第 108号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
第 109号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 3 発議第 5号 手話言語法制定を求める意見書について
- 日程第 4 所管事務等調査について

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 小 林 健 志 議 員	4 番 伊 藤 一 郎 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	8 番 西 本 諭 議 員
9 番 秋 田 裕 三 議 員	1 0 番 藤 原 正 憲 議 員
1 1 番 東 豊 俊 議 員	1 2 番 福 嶋 齊 議 員
1 3 番 岡 前 治 生 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員	1 6 番 実 友 勉 議 員
1 7 番 高 山 政 信 議 員	1 8 番 岸 本 義 明 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 村 司 君 書 記 宮 崎 一 也 君
書 記 清 水 圭 子 君 書 記 原 田 涉 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君 副 市 長 清 水 弘 和 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君 参事兼企画総務部長 高 橋 幹 雄 君
会 計 管 理 者 西 川 龍 君 一宮市民局長 落 岩 一 生 君
波賀市民局長 大 島 照 雄 君 千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君
まちづくり推進部長 中 岸 芳 和 君 市民生活部長 船 引 英 示 君

健康福祉部長 浅田雅昭君

農業委員会事務局長 前田正明君

教育委員会教育部長 岡崎悦也君

産業部長 西山大作君

建設部長 前川計雄君

総合病院事務部長 広本栄三君

(午前 9時30分 開議)

議長(岸本義明君) おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第94号議案～第105号議案

議長(岸本義明君) 日程第1、第94号議案、平成25年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第105号議案、平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案を一括議題といたします。

当該12議案は、去る9月11日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、11番、東 豊俊議員。

予算決算常任委員長(東 豊俊君) 第59回宍粟市議会定例会において、本委員会に付託されました平成25年度各会計の歳入歳出決算に係る第94号議案から第105号議案までの12議案について、委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

全体会は、審査日平成26年9月26日。

審査場所は、宍粟市議場でございます。

出席委員は、議長を除く17名でございますが、欠席委員は岡前治生議員でございます。

小委員会におきましては、審査日は平成26年9月12日から4日間。

審査場所は、宍粟市の議場でございます。

出席委員は、秋田裕三委員長、西本 諭副委員長、鈴木浩之委員、小林健志委員、飯田吉則委員、東 豊俊委員、岡前治生委員、林 克治委員、高山政信委員でございます。9月17日、東委員は欠席をしております。

説明員及び審査資料は、記載してありますとおりでございます。

次に、審査の経過及び結果の報告でございます。

平成26年9月1日の定例会において上程があり、同月11日に本委員会に付託された、第94号議案から第105号議案までの平成25年度決算認定に係る12議案の審査は、同日委員会を招集し、9人の委員で構成する小委員会・決算委員会を設置し、詳細審査をすることに決定しました。同日、決算委員会を開催し、正副委員長を互選し、

審査日程及び審査要領を協議しました。

決算委員会は、9月12日、16日、17日、18日の4日間で、平成25年度決算書及び主要な施策の成果説明書を中心に各部局ごとに説明員の出席を求め、審査をいたしました。

その後、26日に全体会を招集し、決算委員会の審査報告を受け、質疑及び自由討議を行い、採決の結果、次のとおり決定いたしました。

審査議案及び結果。

第94号議案、平成25年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

第95号議案、平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

第96号議案、平成25年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定することと決しました。

第97号議案、平成25年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

第98号議案、平成25年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

第99号議案、平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

第100号議案、平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

第101号議案、平成25年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

第102号議案、平成25年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

第103号議案、平成25年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

第104号議案、平成25年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

第105号議案、平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

審査の中で委員から出された主な意見と指摘事項は次のとおりです。

企画総務部・選挙管理委員会事務局。

一般会計決算の財政指標においては、一定の評価はできます。実質公債費比率に関しても、現在の数値は評価できますが、今後の交付税一本算定を見据えての将来設計が必要です。

行政懇談会での参加人数は増えていますが、市民と行政との直接対話の機会でもあることから、より多くの市民が参加できるような工夫をされたい。

しーたん通信・しそうチャンネルの加入率を上げる努力が必要との指摘がありました。特に、しーたん通信は災害に備えての大きな役割を果たすことを念頭に置くべきです。

市のホームページ運用に関しては、各部局が連携を密にして、更新をスピーディに行うべきです。

また、市勢要覧に関しては、合併から10年経過したこともあり、市民にわかりやすく見やすいものの発行が必要との意見がありました。

事務的な部分で、文章・資料作成上のミス等が多く見受けられることから、職員研修の充実を求めました。

また、時間外勤務については、結果としては減少していますが、さらなる削減の取り組みを期待します。

まちづくり推進部。

「しそう元気げんき大作戦事業」での予算執行状況が、予算額2,350万円に対して、不用額が1,300万円余りと多いことに議論が集中しました。事業の目的に合致した取り組みをする団体の発掘・育成、補助対象についても人件費なども対象とするなど、市民にとって取り組みやすい補助事業となるよう指摘があり、担当課でも検討するとの答弁でした。

「女性によるまちづくり活動支援事業」についても、予算額300万円に対して執行額が60万円と少ないことに対する指摘がありました。担当課は、市内から婦人会がなくなる中で、自治会の中に女性会が位置づけられていることを踏まえ、あり方を再検討するとの回答でした。

一宮の旧村ごとのコミュニティセンター管理費については、合併時からまだ調整ができていない項目であり、今後調整していきたいとのことでした。

このほか、過疎債をソフト事業に用途していること、防犯灯のLED化は増設は進んでいるが、その管理のあり方について、また自主防災組織は、結成から年数も経過しているので、実情に合ったものに整備してはどうかなどの意見がありました。

市民生活部。

環境施策推進の面からもペレットストーブの普及に努められたい。

住宅建設資金等貸付金事業に係る不納欠損について、相続放棄をされたらどうにもならないため、今後の見通しはどうなっているのかの質疑に対して、努力はしているが相続人が多く難しい面もあるものの、接触できる範囲で徴収を行っていくとの回答でした。

また、滞納が20年前から放置されているが、安易に不納欠損とならないよう努力するようとの意見等がありました。

宍粟美化センターのRDF施設が解体されたが、跡地活用、浸出水の管理、周辺管理に努めるようとの意見がありました。

ジェネリック医薬品利用による国保会計への効果等についての質疑があり、現状では窓口で普及促進をしているとの回答でした。

コンビニ収納によって納税にどのような効果があったのかについては、昨年10月から開始以降、効果は上がっていますが、現時点での分析は十分にはなされていないとのことでした。

適正受診、病気の早期発見等に取り組むことにより、医療費の抑制に努めるようとの意見がありました。

健康福祉部。

外出支援サービスについては拡大傾向にあるが、真にサービスが必要な人に、必要なサービスが提供できるよう、みなし認定の扱いも含め外出支援サービスのあり方を見直していく必要があります。

シルバー人材センターは、2億円以上の売り上げがあります。国及び市における補助金のあり方についての質疑に対しては、多くの高齢者に包括的に参加してもらいたいので、今後もこの運営方式を継続するとの回答でした。

介護保険の収入未済額については、保険料に影響のないよう徴収に努力されたい。

敬老会開催補助事業に関しては、参加率が40%を切る状態であるので、今後、敬老会事業のあり方を検討されたいとの意見がありました。

特定健診の受診率が40%であるので、さらに率が上がるよう努力・検討されたいとの意見がありました。

出会いサポート事業については、さらに出会いの場を提供するとともに、宍粟市内への定住促進に繋がられたいとの意見がありました。

次に、産業部・農業委員会事務局。

耕作放棄地対策について、ＪＡやシルバー人材センターと連携して取り組みを行っているのかの質疑に対し、維持管理のためにシルバー人材センターが２件の草刈り等の委託を受けているとの回答がありました。また、ＪＡとはこれから協議を進めていくとのことでした。

また、市総合計画の後期基本計画に上げられた指標を意識して事業を進めているのかについては、目標値は内部的に持って取り組んでいるとのことでした。

特定地域において農地移転の要件を30アールから10アールに軽減したことで、新規就農者やＵターン、Ｉターンの人たちに対しても小面積で農地が取得しやすくなり、空き家対策とあわせて定住化にも繋げていきたいとのことでした。

林業施策において、緊急防災林整備事業の補助があるが、自治会等の要求に応えられているのかとの質疑に対して、市単独のしそ防犯景観推進事業などで対応できているとのことでした。

儲かる林業が叫ばれて10年になるが、その方向性はどうかの質疑に対しては、森林経営計画による団地化、搬出間伐のための林道・作業道の整備が進んでおり、林地残材の有効活用の方向性も見えてきたとの回答でした。

獣害防止事業の効果については、兵庫県では、平成25年度シカ約14万頭を平成28年度までに6万頭から8万頭に作る計画をしているところであるが、それによる宍粟市への効果ははっきり見えるかどうか難しいとのことでした。

観光において、千種ゆり園の効果もあり、入り込み客は前年度より7万5,000人増となっています。観光協会と森林王国協会の事業を推進する中での各団体のすみ分け、観光イベントと地域イベントを分けること、新たなイベントの実績も含め見直しをする必要があるのではないかという意見がありました。

次に、建設部。

道路橋梁費においては、入札による差金や地権者との道路用地補償交渉の難航により執行率が低率となったとのことでした。

橋梁長寿命化計画による財政面における効果と計画概要はどのようになっているのかの質疑に対しては、橋梁は架設から100年を経過すると、老朽化が進み架け替えによる大きな費用がかかるため、計画的に修繕を行うことにより、橋梁の長寿命化を図っているとのことでした。長寿命化によって、架け替えに要する費用を安価におさめるとともに、交通への支障を軽減することができます。概算で230億円の費用がかかるものが80億円程度で済むことなどの効果があります。調査件数は、15メートル以上の橋梁が161橋、15メートル未満424橋とのことでした。

通学路点検緊急改善事業としては、通学路、小学校区28カ所、中学校区8カ所の点検を行い、9カ所で事業を実施し、安全安心な交通環境の整備に努めたとのことでした。

都市計画税の活用はどのようになっているのかの質疑に対して、下水道事業に多く活用してるが、都市公園の整備にも活用をしたとの回答でした。

工事入札について、不調が多く見られるため、いま一度最低制限価格の設定も含めて検討するようにとの意見がありました。

地籍調査事業については、山林の所有者が高齢化しているので、なるべく前倒しで事業推進をされたいとの意見がありました。

上水道事業では、取水箇所確保のためのボーリング調査を平成24年度より行っており、中井、段の2カ所で良質で十分な量の水が取水できることが判明したので、今後、地域への影響等を調査していきたいとのことでした。

上下水道料金は未収が多いので、滞納徴収に努力するよう求めました。また、効率的な運営をすることにより、水道料金が少しでも安価になるよう求めました。

会計課は、特に意見はありませんでした。

議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局。

議会事務局については、議会改革推進には、事務局職員の研修も大事であるため、引き続き積極的に研修参加に努めるようにとの意見がありました。

議会事務局が事務を担当している公平委員会・監査委員・固定資産評価審査委員会については、特に意見はありませんでした。

次、教育委員会。

教育委員会では、少子化の時代に対応するため、学校校舎・園舎の耐震化等の施設整備による安全安心の確保と、各種教育環境等の充実が急がれます。

学校教育の各種取り組みについて、学力状況調査などの情報を詳細に分析した上で、対応策を検討し、関係機関と連携しながら、今後も確かな学力育成の取り組みを充実させ、推進されたい。

幼児教育保育、学童保育について、平成27年度からの子ども・子育て支援制度に対応するためにも、現状を把握し、場所、指導員、機会、教育保育内容の充実に向けた取り組みを推進されたい。

不登校、いじめ対策について、教職員、児童生徒、保護者と学校カウンセラー、適応指導教室等の関係機関が連携し、発生抑制と解決の取り組みを充実されたい。

特別支援委員や教員マイスター制度等学校教育充実に向けた各種取り組みは、教職員だけでなく、受益者である児童生徒、保護者からの意見も考慮しながら、より効果的な制度にされたい。

読書活動について、市内の児童生徒・市民の読書習慣の把握、移動図書館を含む公立図書館・学校図書室の環境整備、また司書等、読書活動にかかわる方々と連携しながら、より効果的な読書活動を全市的に推進されたい。

学校園所の耐震化など安全対策について、平成28年4月時点で耐震化率96.9%となるとの報告がありましたが、平成27年度で100%という計画から遅れています。学校規模適正化、幼保一元化計画にあわせて耐震化や改修をすると安全な教育保育環境の整備も遅れてしまうため、計画全体の再検討を図られたい。

生涯学習の推進について、各生涯学習推進協議会へ補助という形で、旧町時代の予算規模、事業内容を継承するだけで発展が見られない。市全体として生涯学習事業を再検討されたい。

「宍粟のよさを知り、宍粟を愛する子ども育成」について、各種取り組みによって、自分の住んでいる地域が好きである児童生徒の割合は伸びています。ここに自然学校推進事業補助金が含まれていますが、自然学校については、本来の目的に立ち返り、事業内容を見直しされたい。

保育所保育料や学校給食費などの滞納について、訪問徴収、返済計画の策定など徴収の取り組みを再検討し、不納欠損を出さないように努力されたい。

総合病院。

現在の情勢等は理解していますが、毎年度損失が出ている原因を分析の上、さらなる対策を講じられたい。内部留保金が2億円余りとなっていますが、それで運転資金の不足が生じないのかなど、病院の経営状況について意見が集中しました。

現在の取り組みとしては、自らの病院で医師を育てるという観点から、基幹型臨床研修病院の指定を受けたことによる研修医の受け入れや地元出身医師とのコンタクト、奨学金制度、院内託児所設置等の取り組みにより、医師・看護師の確保に努めており、徐々に効果が出始めているということでしたが、経営改善に向けたさらなる努力を求めました。

以上、報告を終わります。

議長（岸本義明君） 予算決算特別委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑は省略して討論を行います。

討論は分割して行います。

まず、第94号議案について討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。日本共産党議員団を代表して、第94号議案に対する反対討論を行います。

4点の主な問題点を指摘して討論としたいと思います。

まず、1点目には、住宅新築資金等貸付金で1,469万円の不納欠損を計上しました。これは2件分ではありますが、いずれも議会で債権放棄の議決をしたものであります。

調査が進み相続放棄等の理由でやむを得ないものでありましたが、合併前にしっかり回収事務に取り組んでおけば、これらの不納欠損は防げた可能性があります。

2点目には、幼児教育保育において全ての公立幼稚園・保育所をなくして、民間の認定こども園を千種、戸原で具体的に進めています。しかし、認定こども園は施設と直接契約する制度であり、保育料も施設に納めることとなります。これらは明らかに幼児教育保育に責任を持たなければならない行政の責任を曖昧にするものであり、許されないことであると考えます。公立の幼稚園、保育所、そして民間の認可保育所があってこそお互いのよさを生かし、子どもたちにそれぞれのよさを生かした保育教育を提供できるものとするものであります。

3点目には、光ケーブルが全市に敷設されておりますが、しーたん通信の接続率は100%ではありません。また、テレビもアンテナを立てれば視聴できる地域の接続率は極めて低いままで、投資効果が出ているとは到底言えません。私たち日本共産党議員団は、アンテナを立てれば視聴できる山崎の中心部においてはコミュニティFMを計画すべきだと提案しましたが、受け入れられなかったものであります。

そして、最後4点目には、これも毎回述べておりますけれども、延長440メートル、幅員14メートル、計画段階では約11億円の総事業費がかかると言われていた庄能上牧谷バイパスでありますけれども、両側3.5メートルもの歩道があり、大変広過ぎるということで見直しを求めてまいりました。しかし、見直しすることなく進んでおります。しかし、バイパスである以上県道との接続が必要であります。県道との接続の見通しは少なく、その投資効果は限られたものになる可能性があります。

以上で、討論を終わります。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私は、第94号議案、平成25年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきという賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成25年度一般会計に係る事業について、具体的な目標や成果を図る指標が用意されていない、このことは平成24年度決算と同様の状況です。また、具体的な目標を掲げているにもかかわらず、それを達成できていない事業があることも同様であります。

宍粟市の抱えるさまざまな課題については、改善の兆しはあるもののまだ安心できる状況ではありません。執行部側の決意や反省、またそれをそのまま受け入れているという状況では課題は解決いたしません。

しかしながら、事業の成果や効果をどのように図るのか、予算執行状況をどのようにチェックしていくのか、最終的に決算の段階で税金が効果的に使われたかどうかをどのように評価するのか、これらの指針を示したり、適切にチェックできるような物差しを用意したりするのは、市長をはじめとした執行機関である宍粟市自身の役割・責任でもありますが、大きくは議決機関である議会の役割・責任だと考えます。

国や県の支出を含め貴重な税金を財源に事業が行われるのであれば、もっと効果的、効率的な方法はないのか、予算に無理・無駄がないのか、事業の成果・効果をどのように評価し、どのように公開していくのかなどの議論が納税者である市民に見える形で行われるのが当然であると考えます。

この9月議会において、予算決算常任委員会が設置されたこと、また予算決算審査の仕組みが大幅に改善されたことにより、直近の平成27年度予算に対し、今回の決算審査の内容が反映されているかどうかチェックがしやすくなります。当初予算、補正予算の審議過程を改善し、また、1年を通して事業の進捗状況のチェックや途中評価をする過程で、具体的な目標や成果を図る指標、効果的な改善策を提示できることとなります。また、市民への情報公開が進むと考えます。

先ほどの反対討論にあった4点、これも全て日々のチェック、あとは予算の段階で指標を提示しておけば、決算審査の段階で反対できた部分かと思えますけども、それが用意できていない状況です。

したがいまして、今回の決算認定に関しては賛成をせざるを得ない、賛成すべきと考えます。

これで討論を終わります。

議長（岸本義明君） 次に、第95号議案から第99号議案について、討論を行います。

第95号議案、第98号議案、第99号議案について通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党宍粟市会議員団を代表して、第95号議案に対する反対討論を行います。

国民健康保険加入者の高過ぎる国民健康保険税は、加入者の生活を大きく圧迫しています。それは、国民健康保険税の滞納がこの間大幅に増加していることにあらわれています。そのために、国民健康保険税の滞納額は3億4,000万円を超えています。一般会計から繰り入れをして高過ぎる国民健康保険税を引き下げるべきです。

また、国保の資格証明書や短期保険証の発行は、国保加入者が医療機関にかかりにくくするものであることを認識し、直ちに中止すべきであります。

以上を指摘して、反対討論といたします。

続いて、第98号議案に対する反対討論を日本共産党議員団を代表して行います。

この制度発足以来毎回指摘していることではありますが、後期高齢者医療制度は、75歳以上になったという年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度であり、少なくとも直ちに老人保健事業医療制度に戻すよう国に求めるべきであります。

以上を指摘して、反対討論といたします。

続いて、第99号議案に対する反対討論を日本共産党宍粟市会議員団を代表して行います。

介護保険は、制度ができて以来3年ごとの見直しで保険料の負担が重くなるとともに、1割の利用料負担が大きく、介護認定に応じたサービスが受けられないということを繰り返し指摘してまいりました。「保険あって介護なし」この状況を解消すべきであります。

以上で、反対討論といたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許可します。

8番、西本 諭議員。

8番（西本 諭君） 第95号議案、平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての議案に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

宍粟市においても超高齢化社会に突入することは確実であります。そんな中で、世界に誇る日本の皆保険制度は、必ず持続しなければなりません。日本は、厳しい財政事情の中でも世界一の長寿社会を可能にしてきました。国も現在、税と社会保障の一体改革において、財政面、制度面で将来を見越した持続可能な制度改革が検討されております。

当市といたしましても、健康増進事業やジェネリック医薬品の推進など医療費抑制に努力され、また、同時に被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう努力されております。

以上で、第95号議案に対しましての賛成討論とさせていただきます。議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第98号議案、平成25年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての議案に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

皆様も御存じのとおり超高齢化社会に突入することが予想される中で、この特別会計は、75歳以上の高齢者及び65歳から74歳の障害認定を受けた人の医療を皆で支える制度であります。歳出のほとんどの98%が広域連合への納付金であります。したがって、高齢者医療の確保に必要な財源であり、被保険者が安心して適切な医療を受けられることに対して賛成といたします。

以上、第98号議案に対しましての賛成討論とさせていただきます。

議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私は、第99号議案、平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきという賛成の立場で討論をさせていただきます。

介護保険制度は、国の制度に依存する部分が大部分であります。その中で事業をしていくため、基礎自治体としての市の裁量権、財源は十分ではありません。いくら決算に反対したとしても介護保険事業への市民への意見反映、住民の福祉充実に繋がないと考えます。

執行部に対して介護保険事業を効果的・効率的に運営できるように提言するには、直接または間接的に介護保険制度に関連する事業や予算に対して議会として提言していくことが求められます。

現状では、各種事業を効果的・効率的運営という面で課題が多いことも事実ですが、今後、議会側からの政策提言やチェックの機能強化を図り、課題解決を図ることが必要であります。

よって、今回の決算は認めざるを得ない、認めるべきと考え、賛成討論とさせていただきます。

議長（岸本義明君） 次に、第100号議案から第105号議案について討論を行います。本6議案に関しましては発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了いたします。

これより、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第94号議案を採決いたします。

第94号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

第94号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第94号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第95号議案を採決いたします。

第95号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

第95号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第95号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第96号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りします。

第96号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第96号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第97号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。
お諮りします。

第97号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第97号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第98号議案の採決を行います。

第98号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

第98号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第98号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第99号議案の採決を行います。

第99号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

第99号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第99号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第100号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りします。

第100号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第100号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第101号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りします。

第101号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第101号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第102号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りします。

第102号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第102号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第103号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りします。

第103号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第103号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第104号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りします。

第104号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第104号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第105号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りします。

第105号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

か。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第105号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第2 第106議案～第109号議案

議長(岸本義明君) 日程第2、第106号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてから、第109号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてまでの4議案を一括議題といたします。

本4議案は、去る9月22日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長(実友 勉君) 平成26年9月22日に審査付託のありました、第106号議案から第109号議案までの損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、同日、第7回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

本4議案については、本年7月に集合住宅ビルの5階で行った水道開栓作業において、管理業務上の過失による漏水により、階下の住民の住居及び家財に損害を与えたことに対し、市の過失責任を100%とし、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額を決定するものでございます。

審査の結果、第106号議案から第109号議案までの4議案については、やむを得ないものと判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

なお、委員会として、二度と同様の事故が起こらないように、マニュアル等を整備し慎重に業務に当たるよう意見を申し添え、報告といたします。

以上でございます。

議長(岸本義明君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 1番です。鈴木です。

先ほど委員長報告の中に、過失責任、市の過失の責任は100%だという御報告、

あとはマニュアルを整備するよという提言がありました。実際には、恐らくな
んですけども、マニュアルが整備されていて、それに従ってやったにもかかわらず
起こった事故を過失と言うと思うんですけども、そのあたりの責任の所在、また原
因の究明、このあたりが委員会でのどのようにされたか教えてください。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 100%原因でございますけども、開栓した後、
パイロット等の調査を行いました。ところが、便器のロータンク等の給湯器等に水
道水が充填されているというふうに思い、数分間様子を見ておりましたけれども、
異常に気づくのが遅れたと、そういった過失でございます。

委員会としての過失については以上のようなことで終わりました。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 審査の経過を詳細に見ていないので何とも言えないんですけ
ども、今御説明いただいたんですけども、それは過失ではなくて、もっとマニユア
ルから逸脱していた立ち合いの問題であるとか、そういったところが過失の本質で
あると思うんですけども、そのあたりどのように委員会では話されたんでしょうか。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 申しわけないです。間違っておりました。

マニュアルについてはなかったというふうに聞いております。そして、ある程度
申し合わせ、そういったものはあったんですが、マニュアル等はございませんでし
た。そういった話の内容でございます。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） ちょっと関連をいたしますが、私も過失責任について委員会
での議論をちょっと質疑したいわけですが、市は過失責任100%というふうに認め
て、現在、その事故後に保険会社と協議中というふうに伺っておりますが、仮に保
険会社が過失責任の割合を定めた場合、100%市ではないというふうな過失責任の
問題が提示された場合、そういう過失責任が市にないものまで市が負担することに
ついての議論はどのようにされたのか教えてください。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 保険は保険、それから、過失は市の100%の
過失と、そういう考え方で委員会としてもいろいろ話が出ましたけども、結果的に
はそういったことで結論、保険会社の割合とは別だという考え方で話し合いを終わ
りました。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 財源をどうするというのではなくて、保険会社が認めない過失の部分を市が全面的に過失だというふうにしていく理由のところについてなんです。その議論がどのようにされたか教えていただきたいんです。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 先ほども言いましたけれども、保険会社の責任割合と市の考え方との違いはあって当然という話で委員会としては終わりました。

議長（岸本義明君） 以上で、質疑は終わります。

これより、討論を行います。本4議案に関しましては、発言通告が提出されておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

これより、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第106号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第106号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第106号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第107号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第107号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第107号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第108号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第108号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第108号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第109号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第109号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第109号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 発議第5号

議長(岸本義明君) 日程第3、発議第5号、手話言語法制定を求める意見書についてを議題といたします。

本発議は民生生活常任委員長から提出されました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 手話言語法制定を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり宍粟市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

理由。

この意見書については、宍粟ろうあ協会から平成26年8月12日付で議長宛て採択の依頼があり、民生生活常任委員会に付託されました。民生生活常任委員会で協議した結果、全会一致でこの請願の趣旨に賛同し、採択すべきものと決し、地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書の提出を提案するものであります。

手話言語法制定を求める意見書(案)。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、身体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であります。手話を使うろう者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別さ

れてきた長い歴史があります。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全ての障害者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけています。

よって、国においては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議長（岸本義明君） 伊藤一郎議員の説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発議第5号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

これより、討論を行います。本発議に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 異議なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

発議第5号を採決いたします。

本発議は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

発議第5号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、会議規則第45条の規定に

より、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

意見書の取り扱いは、議長に一任されました。

日程第4 所管事務等調査について

議長(岸本義明君) 日程第4、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

御異議ありませんね。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、第59回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会といたします。

長期間にわたりまして、御苦勞さまでございました。

第59回宍粟市議会定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、御健勝にて最終日まで終始熱心に御審議賜り、厚く御礼申し上げます。

また、市長をはじめ当局におかれましても、議員の質疑、協議に常に誠実に真剣に受け答えしていただきまして、宍粟市発展のため大変これは喜ばしいことだと思います。

本定例会におきましては、平成26年度下半期の各種施策を展開する上で重要な補正予算、条例改正等の重要案件のほか、平成25年度の各会計歳入歳出決算の認定に係る予算決算常任委員会の審査が行われました。

決算小委員会の委員の方には、特に厳しい日程ではありましたが、いずれも妥当な結論に至ったことは大変喜ばしいことであります。

話は変わりますが、例の野々村元兵庫県会議員の号泣に端を発した政務活動費の不正使用疑惑が方々に飛び火し、地方議会議員に対する住民の不信感是全国に広まっているんじゃないかと思えます。我が宍粟市では、そうした不正は全くないと確信を持って言えますが、私は不信感が広まる根底には、議員の資質を問う国民の声があるんじゃないかなというふうに思います。

市の将来のまちづくりのために、私たち議員には、今何が求められて、何が必要なのか、そして、そのために今何をなすべきかということ新たな発想を持って、前向き、建設的に討論し、将来の方向性を示すとともに、市長をはじめ市当局に対し、目の前の具体的施策を提言していくことが議員に求められておるんじゃないかと思えます。それに応える活動をするからこそが、議員の資質を高め、市民の不信感を払拭し、市民の負託に応えることになるんじゃないかと私は思います。

議会閉会中には、各種視察も研修も計画されております。そうした機会も十分に活用しながら、元気な宍粟市のまちづくりに積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、議員各位の今後一層の御努力と御協力をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

御苦労さまでございました。

市長（福元晶三君） 第59回宍粟市議会9月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

朝夕の冷え込みとともに、徐々に秋の気配が深まるころとなってまいりました。

去る9月1日に開会をいたしました第59回宍粟市議会定例会は、岸本議長、高山副議長をはじめ、議員各位の御精励により、全議案につきまして滞りなく議了いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

今定例議会におきましては、宍粟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、つちのこホールをはじめとする関係施設の指定管理者の指定、平成26年度一般会計補正予算、さらに、平成25年度一般会計歳入歳出決算等々の認定など、追加提案を含め、全47議案の重要案件につきまして慎重に御審議をいただき、適切な議決をいただきました。ここに改めてお礼を申し上げます。

さて、この9月は市内のほとんどの小・中学校で運動会、体育祭が開催をされた

ところでありまして、波賀小学校、野原小学校、道谷小学校、さらに三土中学校におきましては、最後の運動会、体育祭が開催をされました。

いずれの会場も、それぞれ趣向を凝らした行事が計画をなされ、閉校という寂しい言葉の響きの中にも、新たなスタートに向けて力いっぱい頑張る児童・生徒の皆さん、さらに応援をする地域の皆さんの姿に感激をいたしたところであります。

また、9月は市内各地で敬老祝賀行事が開催をされました。宍粟市では、この一年間で新たに11の方が満100歳を迎えられ、現在100歳以上の方は23名となっております。いずれの皆様もお元気で、これからも健やかな日々を過ごされることを願うところであります。

今、我が国は世界に類を見ない高齢化社会に突入をしておるところでありまして、この状況は宍粟市も同様であります。この状況を社会が成熟に向かう過程と捉え、人生の先輩方のお知恵をお借りしながら、子どもたちが伸び伸びとたくましく育ていけるまちづくりを、より目指さなくてはならないとこのように考えておるところであります。

議員各位におかれましても、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、皆様の今後のますますの御健勝等々を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時36分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岸 本 義 明

宍粟市議会議員 岡 前 治 生

宍粟市議会議員 山 下 由 美